# 令和4年度上板町人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び上板町人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例(平成17年条例第7号)に基づき、上板町の人事行政の運営 等の状況を公表します。

この「上板町人事行政の運営等の状況の公表」は、職員の給与や職員数、勤務条件などを皆さんに公表することにより、人事行政運営の公平性と透明性を高めることを目的としています。

# 1. 職員の採用・退職の状況

(1) 職員採用の状況 (R4.4.1~R5.3.31) ※再任用含む。

職種	男性(人)	女性(人)
一般行政職	3	0
教育職・福祉職	0	5
看護・保健職	0	0
技能労務職	1	1
計	3	4

(2) 退職の状況 (R4.4.1~R5.3.31)

// XE-1940-7-1/CDL (K.I. II. I KO. O. O.)									
	定年退職	応募認定退	その他(人)						
区分	(人)	職 (人)	普通退職 再任用終了	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職		
一般行政部門	0	0	1	0	0	0	0		
教育職	0	1	0	0	0	0	0		
福祉職	0	0	1	0	0	0	0		
技能労務職	0	0	1	0	0	0	0		
計	0	1	3	0	0	0	0		

# 2. 職員の給与・定員管理等の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
区 万	(令和4年1月1日現在)	A		В	B/A	令和2年度の人件費率
3年度	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	11,622	5, 528, 517	296, 321	1, 103, 069	19. 9	17. 1

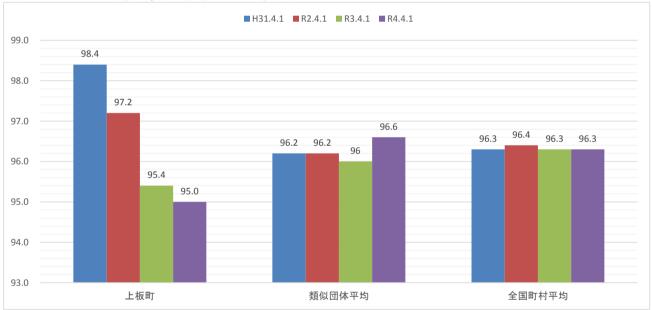
#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分 職員数		給	1	与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
3年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
3 平及	111	380, 559	49, 552	150, 995	581, 106	5, 143

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 5,647

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は,令和3年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

職員数の規模が小さく、職種区分間の人事異動の影響を受けやすいため減少。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、公民格差の解消をを図るため、初任給及び若年層の俸給月額を 引き上げ、ボーナスについても民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分等を取り組むこととされている。

◎給料表の見直し … 実施済み

実施内容 (給料表の改定実施時期)令和4年4月1日

(内容) 一般職行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえた徳島県人事院勧告に準じて改正した。

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

# (1) 職員の平均年齢,平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上板町	41.1 歳	300, 423 円	330,013 円	303, 504 円
徳島県	43.4 歳	329, 167 円	435, 428 円	362, 349 円
国	42.7 歳	323, 711 円	_	405,049 円
類似団体	41.6 歳	305, 574 円	356, 814 円	331, 124 円

#### ②技能労務職

-	© 12/10/2 13/194							
				公 務	員			
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)		
	上板町	_	_	_		_		
	徳島県	56.8歳	31人	353, 665円	391, 261円	370,650円		
	玉	51.1歳	2,114人	286, 570円	_	328, 416円		
	類似団体	50.2歳	5人(平均)	290, 307円	306, 328円	300, 377円		

<sup>(</sup>注) 個人が特定されるものについては記載しない。(2名以下の区分)

#### ③幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上板町	41.8 歳	280,040 円	289, 680 円
徳島県	43.5 歳	358, 495 円	398, 836 円
類似団体	40.8 歳	292, 671 円	324, 529 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものである。

#### (2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区	分	上板町		徳島県		围	
一般行政職	上級(大卒程度)	185, 200	円	188, 700	円	185, 200	円
州又1J 正又 中民	初級(高卒程度)	154, 600	円	154, 900	円	154, 600	円
技能労務職	初級(高卒程度)	154, 600	円	152, 700	円	1	円

<sup>※</sup>国と同様に、改正前給料表額を表記。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区	分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満
	上級(大卒程度)	234, 800	ı	345, 700	379, 400	407, 300
一般行政職	中級(短大卒程度)	ı	1	ı	379, 400	385, 100
	初級 (高卒程度)	221, 200	_	_	-	393, 700
技能労務職	初級 (高卒程度)	_	_	_	-	-
教育職	中級(短大卒程度)	_	_	-	294, 880	-
秋 月 400	初級 (高卒程度)	-	-	-	_	_

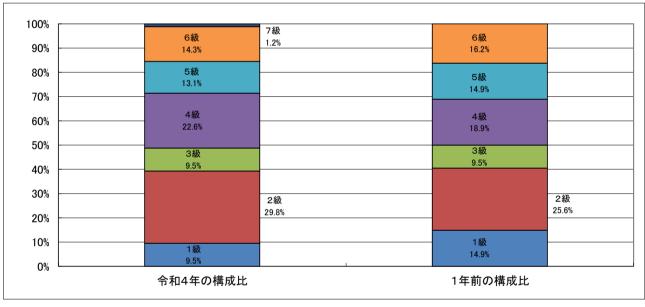
<sup>(</sup>注) 個人が特定されるものについては記載しない。(2名以下の区分)

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況(令和4年4月1日現在)

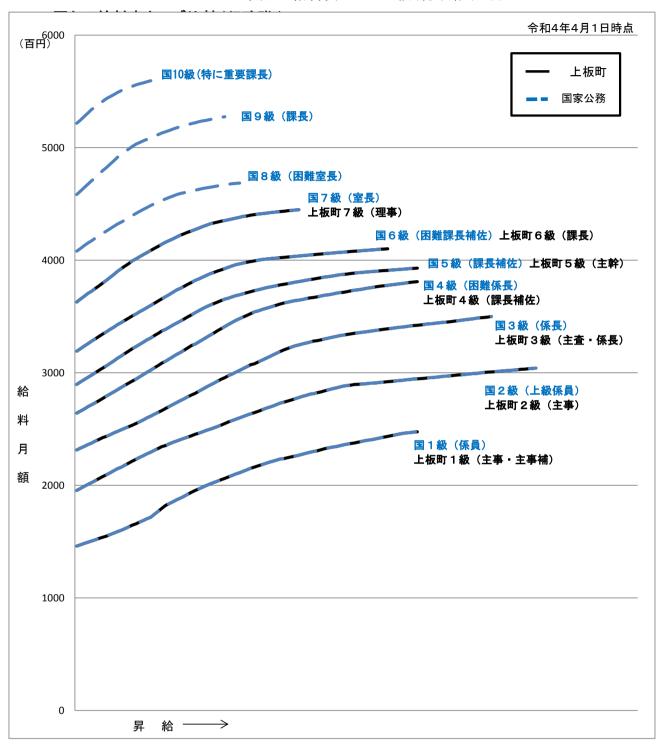
等	級	基準となる職務	職員数(人)	構成比(%)	職制上の段階及び内訳
1	級	定型的な業務を行う職務	8	9. 5	主事補     2       主事     6
2	級	高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	25	29.8	主事 25
3	級	係長の職務 主査の職務	8		係長 4 主査 4
4	級	困難な業務を行う主査の職務 課長補佐の職務 統括課長補佐の職務	19		主査     1       課長補佐等     18       統括課長補佐     0
5	級	主幹の職務	11	13. 1	主幹 9 所長・館長 2
6	級	課長の職務	12	14. 3	課長等 12
7	級	理事の職務	1	1. 2	理事 1
		合計	84	100.0	

- (注) 1 上板町の給与条例に基づく、等級別基準職務表の等級ごとの職員数である。
  - 2 基準となる職務とは、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる職務である。



(注) 平成27年に給料表を6級制から7級制に変更している。ただし、7級適用者は平成28年4月から。

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

\ <u>-/</u>	71 114 - 12 33/10/17/00/05(12 10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1					
	令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員	一般職員		
	イ. 人事評価を活用している	0		0		
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0		
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ (一律)		0		0	
□.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

# 4 職員の手当の状況(一般会計分)

# (1) 期末手当・勤勉手当

(=/ ////+ 1 = ///// 1 = 1			
上板町	徳島県	围	
1人当たり平均支給額(令和3年度)	1人当たり平均支給額(令和3年度)	_	
1,360 千円	1,686 千円		
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)	
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当	
2.55 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分	
(1.45) 月分 (0.90) 月分	(1.45) 月分 (0.90) 月分	(1.45) 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階,職務の級等による加算措置	職制上の段階, 職務の級等による加算措置	職制上の段階, 職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%	役職加算 5~20%	役職加算 5~20%	
	管理職加算 23~25%	管理職加算 10~25%	

<sup>(</sup>注) ( )は,再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

	令和4年度中における運用		管理職員	一般職員			
	イ. 人事評価を活用している		0		0		
	活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率		
	上位、標準、下位の区分	0		0			
	上位、標準の区分						
	標準、下位の区分						
	標準の区分のみ (一律)		0		0		
口.	人事評価を活用していない						
	活用予定時期						

#### (2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

( <u>n) Yeshiya 1 — ( 13</u>							
	上板町		国				
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~30%加算	その他の加算措置	定年前早期退職特例	措置 2~45%加算		
1人当たり平均支給額		千円					

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

# (3) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	13,695 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	145 千円
支給実績(令和2年度決算)	6,958 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	72 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当(令和4年4月1日現在)

( <u>4) その他の</u>	) 手当 (令和4年4月1日現在)
手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給月額 6,500円・民養親族1人につき月額 6,500円・特定期間の扶養親族たる子1人につき月額 10,000円
住居手当	借家 月額 28,000円を限度に支給
通勤手当	<ul> <li>通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給</li> <li>・2km以上5km未満 月額 2,000円</li> <li>・5km以上10km未満 月額 4,200円</li> <li>・40km以上45km未満 月額 21,600円</li> <li>・40km以上45km未満 月額 24,400円</li> <li>・40km以上5km未満 月額 24,400円</li> <li>・45km以上50km未満 月額 26,200円</li> <li>・15km以上20km未満 月額 10,000円</li> <li>・20km以上25km未満 月額 12,900円</li> <li>・20km以上25km未満 月額 12,900円</li> <li>・25km以上60km未満 月額 29,800円</li> <li>・60km以上 月額 31,600円</li> <li>・30km以上35km未満 月額 18,700円</li> </ul>
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給 ・理事 (1種) 月額 49,500円 ・課長 (1種) 月額 47,000円 ・課長・局長・室長・所長・館長 (2種) 月額 45,000円 ・事務局長・センター所長 (3種) 月額 32,600円 ・主幹・所長・副所長 (4種) 月額 28,600円
調整手当	保育士及び幼稚園教諭に対し支給 月額 3,000円

# 5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

		区	分		給料月額等
給					(参考)類似団体における最高/最低額
	町			長	738,000 円 855,000 円/ 513,100 円
料	副		町	長	590,400 円 680,000 円/ 476,000 円
報	議			長	299,000 円 408,000 円/ 218,000 円
	副		議	長	249,200 円 340,000 円/ 174,000 円
酬	議			員	199,300 円 320,000 円/ 156,000 円
期	町			長	(令和3年度支給割合)
末	副		町	長	3.25 月分
	議			長	(令和3年度支給割合)
手	副		議	長	3.25 月分
当	議			員	
退					(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
職	町			長	738,000円×在職月数×43.50/100 1,541万円 任期毎
手	副		町	長	590, 400円×在職月数×25. 75/100 730万円 任期毎
当		備		考	

<sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

<sup>(</sup>注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

### 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		職員数	(人)	対前年	主な増減理由	
部門			令和3年 令和4年		増減数	土な墳板柱田
		議会	2	2	0	
		総務	18	19	1	
		税務	6	6	0	
	_	農林	8	10	2	人事異動による増員
	般	土 木	6	5	-1	人事異動による増員
普	行政	商工	2	0	-2	課統廃合による減
通	部	民 生	32	30	-2	人事異動による増員
普通会計部門	門	衛生	12	12	0	
部						<参考>
門		小 計	86	84	-2	人口1万人当たり職員数 72.28 人
						(類似団体の人口1万人当たり職員数 87.57 人)
		教育部門	20	19	-1	
						<b>&lt;参考&gt;</b>
		小 計	106	103	-3	人口1万人当たり職員数 88.63 人
						(類似団体の人口1万人当たり職員数 105.76 人)
会公		水道	4	4	0	
計営		その他	7	8	1	
部企門業		小 計	11	12	1	
	合	計	117	115	-2	<b>&lt;参考&gt;</b>
	1		[ 140 ]	[ 140 ]	[ 0 ]	人口1万人当たり職員数 98.95 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 2 [ ]内は,条例定数の合計である。

# (2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)

12



17

122

# (3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の
部門別	十八人名牙中	十八八〇十	中和几千	77424	サがり十	7744	増減数(率)
一般行政	88	89	91	91	91	90	9 (10.8%)
教 育	22	21	21	21	21	20	0 (0.0%)
普通会計計	110	110	112	112	112	110	9 (10.7%)
公営企業等会計計	13	14	14	14	11	12	△2 (△8.5%)
総合計	123	124	126	126	123	122	5 (4.2%)

<sup>(</sup>注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 7 公営企業職員の状況

# 水道事業

# (1) **職員給与費の状況** 決算

八升						
区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)	
		実質収支		職員給与費比率	令和2年度の総費用に占	
	A		В	B/A	める職員給与費比率	
0.左座	千円	千円	千円	%	%	
3年度	181,888	21, 540	26, 568	14. 607	15, 608. 000	

区分	職員数	給	<u> 1</u>	<b></b>	一人当たり	(参考) 団体平均	
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
0 /= #=	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	5	16, 569	2, 795	7, 204	26, 568	5, 313	6, 242

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

# (2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額		
水道事業	44.4 歳	2,874 百円	3,962 百円		
団体平均	45.5 歳	3,354 百円	5,013 百円		

<sup>(</sup>注) 平均月収額には,期末・勤勉手当等を含む。

団体平均とは、市町村の水道事業に該当する職員の平均値である。

### (3) 職員の手当の状況

① 期末毛当,勤勉毛当

① 州木手当・凱勉手当									
	水道事業		一般行政職						
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額(3年度)								
	1, 440	千	円		1, 360	千円			
(3年度支給割合)				(3年度支給割合)					
期末手当	勤勉	手当		期末手当	勤勉手当				
2.55 月	分 1.	90 月分	}	2.55 月分	1.90	月分			
(1.45) 月	分 (0	. 90) 月分	}	(1.45) 月分	(0.90)	月分			
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)					
職制上の段階,職務の級等に係る加算措置				職制上の段階,職務の級等に係る加算	措置				
役職加算 5~15%									

<sup>(</sup>注) ( )内は,再任用職員に係る支給割合である。

- ② 退職手当(令和3年4月1日現在)
  - ・一般行政職と同じ
- ③ その他の手当(令和3年4月1日現在)
  - 一般行政職と同じ

<sup>2</sup> 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

# 3. 職員の勤務時間,その他の勤務条件の状況

# (1) 職員の勤務時間(令和4年4月1日現在)

1日の勤務時間	1 週間の勤務時間	始 業	終業	休憩時間	週休日
7時間45分	38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土・日曜日

# (2) 年次有給休暇の状況について(令和3年)

制度の概要	1人当たり平均 付 与 日 数	1人当たり平均 取 得 日 数
一年につき20日付与		
※20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰越可能(最大40日)	40	11

# (3) その他の休暇制度(令和4年4月1日現在)

	休暇の種類	休暇の内容
	病気休暇	・公務上の負傷または疾病…必要と認められる期間 ・結核性疾患…1年を超えない範囲内で必要と認められる期間 ・その他上記以外の負傷または疾病…90日を超えない範囲内の期間
	選挙権,権利行使	必要と認められる期間
	証人,鑑定人,参考人	必要と認められる期間
	骨髄液の提供	必要と認められる期間
	結 婚	最大5日間付与
	出産前	出産予定日前8週間
	出産後	出産の日後8週間
	生児保育	1歳未満の子を養育する職員について、1日2回、1回30分
有	妊娠中交通混雑	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内
給	保健指導,健康診査	母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に、必要と認められる期間
	妻の出産	最大2日間付与
	生 理	生理に伴う身体の異常により,勤務が困難な職員に対し,最大3日間付与
	子の看護	1年につき最大5日間付与(※小学校就学前の子を看護する場合に限る)
	忌 引	続柄及び死亡時の生計関係により、1~7日以内の日数の範囲内
	祭日	父母,配偶者又は子の祭日に際し,1日付与
	夏季休暇	7~9月の期間内に最大5日間付与
	交通機関の事故	必要と認められる期間
	リフレッシュ休暇	新たに職員となった年から15年目,25年目,35年目の職員に連続3日間,10年目,20年目,30年目,40年目の職員に連続5日間
無給	介護休暇	連続する6月の範囲内

# (4) 休暇取得状況(令和3年度)

(単位:人)

区分	病気休暇	介護休暇	育児休業
令和3年度中に新規取得又は前年度より継続中の職員数	8	0	8

# 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和3年度)

#### (1) 分限処分者数

分限処分は,公務の能率を維持し適正に運営するため,一定の事由がある場合に,職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものである。

(単位:人)

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績の不良	第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	1	0	1
適格性の欠除	第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
廃職過員	第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
欠格条項該当	第28条第4項	0	0	0	0	0
計		0	0	1	0	1

# (2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員の法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としている。

(単位:人)

処 分 事 由	地方公務員法	免職	停職	減給	戒告	計
法令違反 第29条第1項第1号		0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	第29条第1項第2号	0	0	1	0	1
非行行為	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
11th		0	0	1	0	1

# 5. 職務の服務の状況

営利企業等従事許可申請の状況(令和3年度) …7件

# 6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況 (令和3年度)

### • 外部研修

研修区分	研修内容	受講者数(人)
市町村職員研修 I		5
	市町村職員研修Ⅱ	3
	市町村職員係長研修	3
	市町村課長補佐級研修	1
	徳島県災害マネジメント総括支援員研修兼技能維持研	2
	困難クレーム対応講座	1
	徳島県地域防災推進員養成研修	8

#### • 内部研修

研修内容	対象者
人権研修	全職員

※ コロナ渦により、研修等の大多数の開催は中止

# 7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (令和3年度)

区 分	受診者数
基本健康診査	130人
結核・肺ガン検診	129人
胃ガン検診	20人
大腸ガン検診	69人
眼底検査	129人

# (2) 福利厚生の状況

職員の保護、元気回復、その他厚生については、地方公務員共済組合法によって徳島県市町村職員共済組合(学校教育関係職員は公立学校共済組合)が制度を運用・実施している。また職員は、徳島県市町村職員互助会(学校教育関係職員は徳島県教職員互助組合)へ加入し、福祉厚生の充実を図っている。

事業団体	内 容
徳島県市町村職員共済組合 公立学校共済組合	短期給付及び長期給付等に関する事業を行っている。 (民間事業者に例えると,健康保険及び厚生年金等に相当する。)
徳島県市町村職員互助会 徳島県教職員互助組合	共済組合事業を補完するものとして,給付事業(結婚祝金・出産祝金等), 厚生事業(ライフプランセミナー等),助成事業(人間ドック・脳ドック 等),貸付事業(住宅貸付等)を行っている。

### (3) 福利厚生事業に係る負担状況 (令和3年度)

互助会名	会員数	公費補助等総額	公費補助率
(一財) 徳島県市町村職員互助会	109人	1,251千円	50.0%

### (4) 公務災害補償の状況(令和3年度)

#### • 公務災害

前年度末現在	受理件数	認	定件数	取下げ件数	年度末
未処理件数	文基件奴	公務上	公務外	双下() 计数	未処理件数
0	0	0	0	0	0

#### • 通勤災害

Ī	前年度末現在	受理件数	認	定件数	取下げ件数	年度末	
	未処理件数	文理什么	公務上	公務外	双下() 什数	未処理件数	
	0	0	0	0	0	0	

### (5) 利益の保護状況(令和3年度)

内容	有無
職員の給与,勤務時間,その他の勤務条件に関する措置請求	無
職員に対する不利益な処分についての不服申し立て	無